

食品産業サステナビリティ推進事業実施要領

制定 令和6年3月29日付け5新食第2317号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

持続可能な食品産業への転換促進事業補助金交付等要綱（令和5年3月31日付け4新食第2869号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める食品産業サステナビリティ推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 事業実施主体について

交付等要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- （1）農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）、商工業者の組織する団体、第3セクター、株式会社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人又は独立行政法人（以下「民間団体等」という。）
- （2）法人格を有しない団体であつて総括審議官が特に必要と認めるもの（交付等要綱第6に定める交付申請の際に、別記様式第1号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものであつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。以下「特認団体」という。）。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- （3）民間団体等又は特認団体を構成員とする事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。なお、コンソーシアムが事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。）。コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

イ 代表団体の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）を作成していること。

エ 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

オ 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続を担うこと。

2 事業実施要件について

本事業を実施する者は、食品の加工・製造を行っている事業者、これらが組織する団体又はこれらに該当する事業者とともに事業を実施しようとする者（以下「食品製造事業者等」という。）とする。

第3 事業の内容

別表の第1のとおりとする。

第4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次に掲げる経費は対象としない。

- （1）国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- （2）事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- （3）事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第6 事業の採択基準

事業の採択基準については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 4 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- 6 事業の内容が、別表の第1に記載のア～エとそれに類する取組であること。

第7 事業の成果目標

事業実施主体は、本事業により継続的に使用する国産原材料の増加量の検証が可能な成果目標を定めるものとする。

第8 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6に定める交付申請書に添付するものとする。また、事業計画書中の別添3「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。

事業実施計画の変更（交付等要綱別表に掲げる軽微な変更を除く。）、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱第12の規定による変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式第2号）の別添1「総括表」の「事業の委託」の欄に記載して総括審議官にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先の名称
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第9 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式第2号）に準じて事業実施状況に係る報告書を作成し、交付等要綱第17第1項の実績報告書に添付するものとする。

- 2 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の事業成果状況について、別記様式第3号により事業成果状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ総括審議官に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届け出た上で、報告するものとする。

また、総括審議官は、事業実施主体が設定した成果目標が達成されていないと認める場合は、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業実施主体の成果目標達成の改善状況を報告させるものとする。

第10 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失

又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第11 収益納付

- 1 交付等要綱第25第1項の報告は、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までにしなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、1の報告に係る年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第12 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様とする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体又は本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 原材料価格高騰対策事業実施要領（令和5年6月2日付け5新食第566号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）及び食品産業サステナビリティ推進実証事業実施要領（令和5年6月2日付け5新食第371号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。

- 3 前項の規定による廃止前の原材料価格高騰対策事業実施要領及び食品産業サステナビリティ推進実証事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次に掲げる関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、前号に掲げるものを除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、これらが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表（第3及び第4関係）

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるア～エ又はこれらに類する取組を行うことを補助要件とした上で、国産農林水産物を原材料として将来にわたって継続して使用する（使用量を増やす場合も含む。）モデル的な取組を行う。 ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供 イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与 ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与 エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導	産地と連携し国産農林水産物を原材料として継続して使用する取組（使用量を増やす取組、国産原材料を安定的に確保する取組を含む。）のために必要となる機械・設備・資材・システムの導入及び改良費、産地連携の取組を開始する際に必要となる技術実証経費、調査費及び労働人員募集に係る経費、包装資材の更新費、新商品の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間分に限る。）、謝金（産地への栽培技術指導を行う専門家や篤農家への指導謝金等）、旅費（産地への社員、専門家及び篤農家の派遣旅費等）、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、認証取得費等であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。 ※ 原材料費の支援対象は、小麦又はその加工品を、産地と連携して調達する国産の米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、2か月間以内とする。	1／2 （ただし、中堅事業者（資本金10億円未満または従業員数2千人以下）、中小事業者以外については、新商品の市販段階における原材料費の補助率を1／3とする。）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年 間 販売額	主要事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算書等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注3) その他の参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

令和 年度 食品産業サステナビリティ推進事業 実施計画

食品産業サステナビリティ推進事業実施要領（令和6年3月29日付け5新食第2317号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第8第1項の規定に基づく事業実施計画（事業実施状況）は別紙のとおりである。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙及び別添1から3までを添付してください。
 - 2 食品産業サステナビリティ推進事業実施要領第9第1項の規定に基づく事業の実施状況に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画」とあるものを「事業実施状況に係る報告」とし、別紙のうち実施事業に係るもの並びに別添1から3までに実績を記載してください。また、「第8第1項」とあるのは「第9第1項」としてください。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 5 その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別紙

令和6年度
食品産業サステナビリティ推進事業 実施計画書

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的等

※ 取り組もうとする事業内容が、第3の事業の内容等に資するものであることを具体的、かつ簡潔に記載してください。

2 事業の背景及びこれまでの取組

※ 取り組もうとする事業の背景やこれまでの取組等を記載してください。

3 事業の内容

※ 産地と連携し国産農林水産物を原材料として継続して使用する取組について、誰が、何を行うのかを具体的かつ簡潔に記載してください。特に、別表の第1に記載のア～エとそれに類する取組の内容について具体的かつ簡潔に記載してください。

4 事業の実施体制

※ 実施体制を図式化してください。
他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称及び委託する事業の内容を具体的に記載してください（委託先が未定の場合は予定でも可）。

5 事業の実施スケジュール

※ 事業の実施スケジュールを具体的に記載してください。

6 事業の成果目標とその検証方法

※ 使用する国産原材料の増加量等の具体的な数値目標を簡潔に記載するとともに、目標の計測・確認方法を検証する方法を記載してください。

※ 事業実施前、実施後それぞれの貴社の原材料使用全体量（輸入・国産別）も合わせて記載してください。

7 行政施策等との関連性

※ 行政施策との関連及び他の事業者への波及効果について記載してください。

8 事業者の概要（下記内容を網羅していれば別紙でも可）

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者の役職名及び氏名

エ 設立年月日

オ 事業内容

カ 添付資料

・その他参考資料

別添 1

総 括 表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業 の内容及び当該 事業に要する経 費	
合 計						

(注) 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

別添 2

経 費 内 訳 書

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		備 考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	
合 計					

(注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
2 他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。
3 経費の支出に関する規程（謝金及び旅費の単価等が分かるもの）等を添付してください。
4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

別添 3

環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 (再掲)
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	食品ロスの削減に努める
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) (注1) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守 (注2)
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) (注1) 機械等の適切な整備と管理に努める

注1 (6) ⑩、(7) ⑭の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2 (7) ⑬「関係法令の遵守」については、
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法第137号)、
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法第116号)、
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)、
労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)、
地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)、
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
を遵守することを示す。

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度食品産業サステナビリティ推進事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食品産業サステナビリティ推進事業実施要領（令和6年3月29日付け5新食第2317号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 2 評価A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 3 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注1）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注2）その他の参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。